平成２１年（フ）第５９８７号
大阪府交野市神宮寺２丁目25番６号
破産者　小岡　勲林
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２５４号
大阪市住之江区南港中５丁目３番42―801号、開始決定時の住所大阪市住之江区南港東１丁目６番３―418号
破産者　鍋島　繁紀
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３９８号
奈良県生駒郡安堵町東安堵60番地１号センチュリーアスカ６―206号室、住民票上の住所大阪市平野区平野西３丁目１番21号
破産者　末吉　孝史
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９４７号
大阪市大正区小林東３丁目８番６号
破産者　島﨑　上司
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９９０号
大阪市北区天満橋１丁目２番18号
破産者　中田　繁男
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２６９号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目23番14―411号
破産者　ニッキョー精機商会こと　京極　政樹
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３０７号
大阪市中央区道頓堀１丁目東６番21号エクセル道頓堀602号
破産者　伴　　武司
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３２６号
大阪府東大阪市寺前町１丁目４番23号
破産者　大塚　幹夫
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３４０号
大阪府守口市金田町６丁目２番17号
破産者　辻村　文雄
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３５４号
大阪府東大阪市西堤西３番24―201号
破産者　竹山　康子
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５８３号
大阪府枚方市津田駅前１丁目４番33号、前住所大阪府交野市幾野１丁目10番209号
破産者　佐藤　　努
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７３３号
大阪市阿倍野区松崎町４丁目11番23―504号
破産者　杉本　和榮
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第２２８８号
兵庫県加東市平木字御嶽山1310番地973、開始決定時の住所大阪市西成区千本北２丁目５番９号　千本北整骨院方
破産者　辻　　竹康
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１３６号
大阪府河内長野市中片添町10番20―103号
破産者　ケイン　ケビン（ＫＥＡＮＥ　ＫＥＶＩＮ）
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４３３号
堺市堺区香ケ丘町２丁４番６号　寿荘２号館６号室
破産者　近藤　　守
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５３３号
大阪府河内長野市向野町468番地の３
破産者　香川　進一
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５８０号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番23―1107号、前住所兵庫県西宮市枝川町５番15―402号
破産者　杉本　　繁
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６０９号
兵庫県西宮市上田中町18番55号、破産申立時の住所兵庫県西宮市上ヶ原八番町13番22号
破産者　河端　康彦
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５５号
兵庫県神戸市東灘区森南町１丁目18番11号ラ・ブリーズ西芦屋206号、申立時の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目６番21号ルネッサンス武庫之荘305
破産者　河端　美晴
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係